

第10章 試験

第1節 試験

第1001条 水張試験

1. 水張試験は下記の施設について受注者の責任で行わなければならない。なお、受注者は、試験に先立ち水張試験計画書を作成し、**監督員**に提出しなければならない。
 - (1) 水張試験を行う施設

沈砂池、ポンプ井、最初沈殿地、エアレーションタンク、最終沈殿地、塩素混和池、濃縮タンク、消化タンク、洗浄タンク、受水槽、冷却水槽、その他**監督員**が指示した施設。
 - (2) 使用水

水張試験に使用する水はできるだけ清澄な水を使用するものとし、施設を汚したり腐食等の影響を与えないよう注意しなければならない。
なお、受水槽、冷却水槽の水張試験には水道水を使用しなければならない。
 - (3) 試験内容

受注者は、施設の規定水位まで水張りを行い、コンクリートの吸水による水面低下安定後、24時間の水面低下試験を行わなければならない。24時間後の水面低下は5mm程度以内とする。また、受注者は、**監督員の立会い**のもと、水面低下及び漏水の有無、越流ぜきの水平度について確認しなければならない。
なお、水張り試験時に埋戻し等により目視できない個所については、第509条5項の規定に従って、予めひび割れの発生状況を**確認**しなければならない。
 - (4) 試験後の措置

受注者は、水面低下が5mm程度以上となった場合には、その原因を調査し、**監督員に報告**しなければならない。
ひび割れ等による漏水が認められた場合には、補修計画書を作成し**監督員の確認**を受け、補修しなければならない。また、越流ぜきの水平度が出来形規格値を満足しない場合には、必要な手直しを行わなければならない。
受注者は、以上の調査、補修及び手直し完了後、再度水張り試験を行うものとする。
 - (5) 報告書の提出

受注者は、水面低下量及び水平度の測定結果、漏水個所並びにその補修状況を示す図面及び写真等を添付した**報告書**を**監督員**に提出しなければならない。

第 1002 条 気密試験

1. 受注者は、汚泥消化タンクの気密試験等について、原則として本工事で実施しなければならない。ただし、機械設備工事と共同して行うことが適当と認められる場合には、機械設備工事の受注者と協力して実施することができる。
2. 気密試験は、汚泥消化タンクの気密試験要領により実施するものとする。

なお、受注者は、試験に先立ち気密試験計画書を作成し、**監督員に提出**しなければならない。